

## グアムにおける検疫措置の緩和について

- 7月17日、グアム準州政府はグアム入国に際しての検疫措置手順を変更する旨発表しました。なお、この措置は7月24日から実施されます。詳細は以下のとおりです。

### 1. ローリスク地域からの渡航者※

入国後14日間までは当局による経過観察と追加調査に応じた上、

(1) グアム滞在4日までは無条件で一切の検疫措置が免除されます。

(2) 滞在5日以上の場合

入国日から遡り5日以内のPCR検査陰性を証明する文書がある場合若しくは滞在5日目にPCR検査を受け陰性だった場合には検疫措置が免除されます。

### 2. ローリスク地域以外からの渡航者

入国後14日間までは当局による経過観察と追加調査に応じた上、

(1) 入国日から遡り5日以内のPCR検査で陰性を証明する文書がある場合は、原則として自宅又は自身で予約したホテルでの14日間の自主隔離となります。なお、入国後7日目にPCR検査を受け、結果が陰性だった場合は、それ以降の自主隔離は免除されます（受診は任意かつ検査キットの在庫がある場合に限られる。）。

(2) PCR検査陰性を証明する文書がない場合、グアム政府の指定施設において原則14日間の強制隔離となります。なお、入国後7日目にPCR検査を受けて陰性だった場合には、それ以降の強制隔離は免除されます（受診が任意であり、かつ検査キットの在庫がある場合に限られる。）。

### ※ローリスク地域（7月17日時点）

北マリアナ諸島、パラオ、ミクロネシア、マーシャル諸島、韓国、台湾

- 3. ローリスク地域を含め、上記措置は随時変更となる場合がありますので、御自身で常に最新情報の入手に努めてください。